大阪市水道局長

開始、中止、異動、届出書

（お客さまセンターFAX送信専用）

年　　月　　日　申込

大阪市水道事業給水条例に基づき、次のとおり届け出ます。

調　定　番　号　（１５桁）	水　栓　番　号

届　出　内　容　（〇で囲んでください）	
1　開　始	年　月　日
お支払方法 便利な口座振替をお勧めします	1　新規口座振替※1　2　口座振替継続（市内転居のみ） 3　クレジットカード決済（継続払い）※2 4　クレジットカード決済(継続払い)継続(市内転居のみ) 5　納入通知書
2　中　止	1　口座振替※3　2　クレジット決済（継続払い）※3 3　納入通知書　4　現地即収 お届出日以降の日にちをご記入下さい。　年　月　日
3　ご使用者(名義)変更	（注）ご使用者変更の場合は、旧ご使用者の債務（料金）を継承することとなりますのでご注意ください。
お支払方法 便利な口座振替をお勧めします	1　変更しない　現在と同じ支払方法※3 2　変更する　1　新たに口座振替を申し込む※1 2　新たにクレジット決済（継続払い）を申し込む※2
4　共同住宅入居戸数変更	増数　戸　減数　戸　異動後数　戸

ご使用場所

大阪市　区　丁目　番　号

住宅名　棟　号室

フリガナ

ご使用者名

電話

1　旧ご使用者名　メータ番号

1　納入通知書送付場所※5　2　転居先　電話

旧住所または旧調定番号　（旧支払方法を継続する市内転居のお客さまはご記入ください）

※6 届出者

ご本人　ご家族　家　主　不動産会社　その他

住　所

フリガナ

氏　名

電話

大阪市の水道は「大阪市水道事業給水条例」、「大阪市水道事業給水条例施行規程」が契約の内容となります。条例等の内容はホームページより確認できます。

ご注意

※1・2　登録時に口座振替依頼書、または、クレジット決済（継続払い）申込書を送付します。必要事項をご記入のうえご返送ください。
なお、返送いただいてから、手続き完了まで２か月程度かかります。その間は納入通知書を送ります。

※3　使用中止時に「支払方法」①口座振替、②クレジットカードを選択された場合は、現在、お支払いされている口座・クレジットカードへのご請求になります。

※4　ご使用者（名義）変更される場合、クレジット決済（継続払い）の継続はお取り扱いできません。新たにクレジット決済（継続払い）を申し込む必要がございます。

※5　納入通知書（郵送物）が、ご使用場所と異なる場合はご記入下さい。

※6　届出者がご本人以外の場合は必ずご記入下さい。

送信先　お客さまセンター　FAX番号　０６-６４５８-２１００
※番号をお間違えのないようお願いします。

水道のご使用開始・中止はインターネットでもお申し込みできます。

営特3-380-1